

議案第 89 号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 12 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

事業仕分け実施委員会委員	弁護士・大学教授等	同 15,000円
	その他	同 12,000円
自治基本条例市民検討委員会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円
公民連携事業審査会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

」

を

「

事業仕分け実施委員会委員	弁護士・大学教授等	同 15,000円
	その他	同 12,000円
八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円
公民連携事業審査会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

」

に、

「

なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会委員	日額 6,400円
ふれあいの丘天文館長	月額200,000円以内で市長が定める額

」

を

「

なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会委員	日額 6,400円
芸術文化研究所長	月額 100,000円

芸術文化指導員	同 150,000円
ふれあいの丘天文館長	月額200,000円以内で 市長が定める額

に改める。

第2条 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害程度区分審査会の合議体の長	日額 20,000円
-----------------	------------

を

「

障害支援区分審査会の合議体の長	日額 20,000円
-----------------	------------

に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。